

# B-fit(ビィ・フィット)スポーツクラブ会則

## 第一章(総則)

### 第1条(名称と所在地)

本クラブはB-fit(ビィ・フィット)スポーツクラブ(以下、本クラブ)と称します。本部所在地を〒666-0017 兵庫県川西市火打1丁目16番6号オアシスタウンキセラ川西2Fに置きます。

### 第2条(運営・管理)

本クラブの施設は株式会社ビーバーレコード(以下、会社)がその運営・管理にあたります。

### 第3条(理念)

本クラブは、会員様の精神的、肉体的健康づくりに貢献することを目的として、会員様に安価で充実したサービスと機能を提供します。

## 第二章(会員資格)

### 第4条(会員資格条件)

以下の条件を満たす方がご入会いただけます。

- 1) 年齢が15歳以上(中学生を除く)の方  
但し、本クラブが認めた方を除く
- 2) 本クラブの審査基準を満たした方
- 3) 刺青(タトゥー含む)をされていない方
- 4) 本会則及び諸規則を遵守する方
- 5) 過去に除名されたことがない方
- 6) 妊娠されていない方・医師から運動を禁止されていない方
- 7) 暴力団およびその関係者でない方
- 8) 医師等により運動を制限されおらず、本クラブ利用に支障がないと判断された方、一人で施設を利用できる方
- 9) その他会社が入会に適すると判断した方

### 第5条(会員の種類)

個々の会員種別の詳細に関しては、細則・パンフレットに定めるものとします。

### 第6条(入会手続き)

1)原則入会後3ヶ月間は御継続頂きます。  
キャンペーン時は6ヶ月間御継続頂きます。

継続条件に至らずご退会の際は、違約金として  
入会キャンペーン特典分をご負担頂きます。

2)口座登録における口座名義人は、ご本人様・配偶者・2親等以内  
のご家族と法人名義での登録に限ります。

### 第7条(入場の禁止)

以下の方の入場を禁止します。

- 1) 本会則および本クラブのルールを遵守しない方
- 2) 刺青(タトゥー含む)をされている方
- 3) 暴力団およびその関係者の方
- 4) 医師等により運動を禁じられている方
- 5) 妊娠中の方(B-fit内のみ)
- 6) 伝染病・その他、他人に伝染・感染する疾病を有する方
- 7) 酒気を帯びている方
- 8) 他の会員様及びインストラクターに嫌悪感を生じさせたり、迷惑な行為を行なう方、その他本クラブが不適当と認めた方
- 9) 年齢が15歳未満(中学生不可)の方 但し、本クラブが認めた方を除く

### 第8条(除名)

本規約、及び本クラブ諸規則を遵守しない方の会員資格を剥奪し、除名することができます。

### 第9条(諸会費・諸料金等)

- 1) 入会金・事務手数料はいかなる場合も返還致しかねます。
- 2) 本クラブが別途定める特典適用条件期間中に会員が退会する場合、本クラブが定めた違約金を支払うものとします。

### 第10条(会員資格の停止及び強制退会)

本クラブは、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することができます。

- 1) 3ヶ月以上会費を滞納したとき  
※未納会費は退会後、請求をいたします。
- 2) 本クラブの施設を故意に毀損したとき
- 3) 本会則、その他本クラブの定める諸規則に違反したとき
- 4) 本クラブまたは会社の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
- 5) 会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき
- 6) 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等、反社会的勢力であることが判明したとき
- 7) 他人や従業員、本クラブ、会社を誹謗中傷したとき
- 8) 他人や従業員に対する暴力行為、にらむ・暴言・邪魔をする等の威嚇行為、他人が恐怖を感じる行為をしたとき
- 9) 本クラブ内で許可なくパーソナルトレーニング及び勧誘行為、物品販売をされた方
- 10) 入会後、過去に当フィットネスグループで強制退会処分を受けたことが発覚した方

### 第11条(会員資格の喪失)

会員は次の場合、その資格を失います。

- 1) 退会
- 2) 強制退会
- 3) 死亡
- 4) 本クラブの閉鎖

### 第12条(各種届出)

- 1) 会員登録情報に変更が発生した際は本クラブ所定の書面による手続きが必要になります。  
尚、電話・ファックス等による受付はできません。
- 2) 退会・種別変更をご希望の場合は、必ずご本人様がご来店の上、B-fitフロントにてお手続きが必要です。  
**■退会…**当月5日までのお手続きで当月末日の退会。  
尚、会費を滞納されている場合は、現金にて完納いただきます。
- 種別変更…当月5日までのお手続きで翌月1日より適用。  
尚、変更手数料として1,100円が必要です。  
※5日が休員日の場合、翌日まで可能。

### 第13条(会員資格の譲渡)

会員資格の譲渡ならびに担保等に供することはできません。

## 第三章(会員の権利・義務)

### 第14条(会員証)

本クラブは会員に対し、会員証を交付します。

### 第15条(月会費等)

- 1) 会員は会則に定める月会費を定められた期日までに本クラブに納入する義務があります。
- 2) 既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還いたしません。
- 3) 月会費は会員の本クラブ利用回数に関係なく、支払わなければなりません。
- 4) 物価高騰等の諸事情により、会費改定をする場合がございます。
- 5) 月額利用料を滞納した場合は、他社に債権の譲渡をする場合がございます。

### 第16条(施設利用)

- 1) 会員は本クラブの施設を利用する場合は、その会員証を係員に提示していただきます。尚、本クラブの利用については、所在地により利用料金等が異なる場合があります。
- 2) 本クラブの営業状況については、施設ウェブサイトにて告知する

### 第17条(会員の事故)

- 1) 本クラブ内および駐車場内で発生した傷害・盗難、その他事故については会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。
- 2) 会員が本クラブの施設を利用中、人的・物的事故により会員が受けた損害に対し、会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。

## 第四章(その他)

### 第18条(ビジター制度の利用)

- 1) 原則として15歳未満の方(中学生不可)は、ビジター制度の利用ができます。
- 2) ビジター制度は会社が別に定める施設利用料金を支払うものとします。

### 第19条(施設の閉鎖)

本クラブは、次の場合クラブ諸施設の全部または、一部を閉鎖することができます。

- 1) 気象・災害、その他により開場が不可能と認められたとき
  - 2) 施設の改造または補修のとき
  - 3) 行政指導・法令の制定改廃などによるとき
  - 4) 経営上重大な理由のとき
- 本クラブおよび施設の廃止、統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本クラブの会員契約の全部または一部を終了させる事が出来るものとします。

### 第20条(その他)

本会則に定めない事項については会社がこれを定めるものとします。

### 第21条(改正)

本会則・ご利用案内の改正・変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

### 第22条(告知方法)

本会則の改訂にあたっては、施設内に掲示し、施設のウェブサイトへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。

### 第23条(附則)

本規則は2024年2月22日より施行いたします。